～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可
月1,000円
見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/9/4
NO.236
村上市九日市129-1
村上民主商工会
☎66－8110 FAX66-8126

換価の猶予相談会開催
「相談して気が楽になった」

29日、市税の滞納について3名の換価の猶予相談会を開催しました。相談者からは、現在の税金滞納額やその返済状況、収支状況などの話を聞きながら相談を受けました。

相談者Sさんは「銀行から滞納額分を上乗せで借入して、税金を払えばいいじゃないか」と市から納付を強要され、「こんなことを言われるとは思わなかった。腹立たしい。この先どうしたらいいのか分からない」とやり場のない怒りと不安に悩んでいました。

Sさんには、必要な書類を準備してもらい、後日民商事務所に来てもらうことにし、市に対しては、嘆願書を提出することとしました。「何度も民商に相談しようと思っていたが、なかなか相談が出来なかった。今日こうして話が出来て良かった。少し気持ちが楽になりました」とSさんは話していました。

納税が困難なときは、滞納を放置せずに、税法で認められている「納税緩和措置」（国税や市税、国保税などを可能な範囲で支払いができるよう、法律に基づき分納するなど納税を緩和すること）制度を納税者の権利として活用し、営業と生活を守っていきましょう。

中小企業庁「消費税の転嫁拒否等に関する調査」が送付されてきたら・・・
『法人との取引がなければ提出不要』

個人事業者の一部に「消費税の転嫁拒否等に関する調査」が送付されています。

この書類は公正取引委員会・中小企業庁が調査しているもので、取引業者から消費税を価格に上乗せ（転嫁）することを拒否されている業者がいないかどうかを調査するものです。元請から消費税をもらえていない場合は、提出した方がよいです。提出しなくても罰則はありません。

法人との取引がない場合、（売上先が法人でない場合）は、提出不要です。

10月の無料法律相談

日時 10月10日(火)午後1時30分から

弁護士　新潟中央法律事務所　足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。
（9月はお休みです）

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。

安倍政権退陣！ 憲法9条を守ろう！
総がかり＋市民連合
安倍改憲NO！県民学習集会

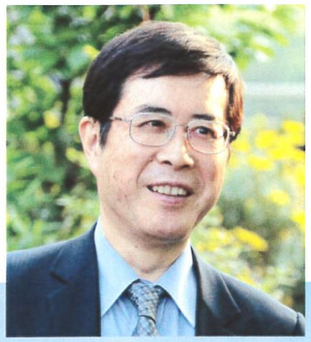

講演 **渡辺 治さん**
一橋大学名誉教授

安倍晋三首相は、2020年に新憲法を施行すると宣言し、来年にも改憲の国民投票を発議することを狙っています。
安倍政権の「海外で戦争する国」づくりは許せません。ご一緒に、安倍改憲の危険な本質を学んで、地域や職場でたたかいを広げましょう。

とき 9月3日(日)
14:00～16:00(予定)

ところ 朱鷺メッセ
2階メインホールA

主催 戦争法廃止！総がかり行動 in 新潟実行委員会　市民連合@新潟

連絡先　電話 025-222-2275（憲法を守る新潟県共同センター）　電話 025-281-8100（新潟県平和運動センター）
電話 025-225-3143（水内基成法律事務所　市民連合@新潟事務局）